

# 令和5年度 第5回 福島地方最低賃金審議会 議 事 録

日 時：令和5年9月26日（火）  
14:00～17:25

場 所：3階共用会議室

出席者：(公)熊沢、橋本、長谷川、森谷

(労)大越、塩澤、志賀、高橋、松本

(使)安達、金成、金子、佐藤

## 1 開 会

(会 長) 定刻となりましたので、これより令和5年度第5回福島地方最低賃金審議会を開催いたします。

## 2 定足数の確認

(会 長) 事務局より定足数の確認をお願いします。

(補 佐) 本日は、公益の元井委員、使用者側大内委員が欠席されておりますが、委員の3分の2以上のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

## 3 議 事

(会 長) それでは、本日予定している議事について、事務局から説明をお願いします。

(室 長) 本日予定しております議事は、特定最低賃金（電子部品等製造業、計量器等製造業）改正の必要性の有無に係る第4回審議会において協議した結果、参考人意見聴取を実施することとなりました。

労働者側各2名につきまして、20分程度で参考人意見陳述及び各委員からの質疑を10分程度予定させていただきます。それから、特定最低賃金（電子部品等製造業、計量器等製造業）改正の必要性の有無の審議について、全会一致で必要性有りの結論が出た場合にはその後の手続等の審議をいただく予定としております。

(1) 参考人意見聴取について

(会 長) 事務局より議事について説明がありましたが、本日の審議会で参考人からの意見聴取を行います。

それでは、参考人意見聴取について事務局より報告をお願いします。

(室 長) 8月23日(水)に開催されました第4回福島地方最低賃金審議会において、最低賃金法第25条第6項に基づき、参考人から意見を聴くことが決議され、参考人として労側団体より4名の推薦がありました。

本日は、電子部品等製造業関係で、

北芝電機労働組合執行委員長 今田政弘様

ケミコン東日本マテリアル労働組合執行委員長 小椋友和様  
計量器等製造業関係で、

シチズン労働組合東北支部相馬分会分会長 小野田昌志様

JAM南東北福島県連絡会会長 高原英二様

から意見をお聴きする予定になっております。

発言の要旨は、意見書として本日の資料に添付しておりますので、よろしく願いいたします。

(会 長) それでは、これより参考人から意見聴取を行います。

最初に参考人から意見を伺い、その後に質疑応答という順序で進めます。

では、計量器等製造業で労働者側参考人の小野田様から意見をお伺いしますので、事務局は小野田様の案内をお願いします。

**【参考人入室】**

(会 長) 本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。福島地方最低賃金審議会会長の熊沢です。

最初に自己紹介していただき、その後に、ご意見を伺いたいと思います。ご意見は、20分程度で収めていただき、その後に各委員からご発言内容等に関して質問をさせていただきますので、宜しく願いいたします。

(小野田昌志) シチズン労働組合東北支部相馬分会分会長の小野田と申します。本日はよろしく願いいたします。

当該業種の労働実態についてですが、計量器等製造業は、その領域は幅広く、計量器・測定器・分析器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具・時計・眼鏡・同部品と様々な職種にわたりますが、共通することは専門性が高く、製造業はじめすべての産業にかかる精密製品で、製品の規格は誤差の許容範囲がとても狭いため、高い精度と正確性が求められ高度な技能・資格や、熟練度を必要とし、誰にでもすぐに従事可能という業務ではありません。

[REDACTED]

■ 昨年は特定最低賃金が改正されず、理由の一つとして地域別最低賃金との比率が他県を比べ高く、使用者側に意向により改正されなかった

とお聞きしました。しかし、地域別賃金改正額が先に決定されたことにより、今年も必要性無しとなれば地域別最低賃金より低い金額になってしまいます。ものづくりに必要な高度スキルをもつ労働者が、学生アルバイトと同等或いは、それ以下の時給額となれば労働者の士気も下がり、他県・他社・他業種への従業員の離職者がより一層増え、生産への影響がでると共に品質や技術の低下となり、後には産業の衰退につながる恐れもあります。これまで述べた意見から特定最低賃金改定の必要性が有ると考えます。地賃比率が他県と足並みも揃いましたので経営状況を踏まえた議論は改定審議の場で議論すべき内容であると思います。

また、福島県において特に私が勤務する事業所がある東日本大震災の被災地では、人口減少と人口流出といった深刻な問題を抱える中、他県・他社・他業種への従業員の流出がより一層懸念され産業の衰退につながる恐れもあります。福島県と同様の特定最低賃金を設ける岩手・茨城・栃木・埼玉・長野・滋賀・兵庫の7県では既に必要性ありで協議を進めるとのことでした。茨城・栃木においては隣県ということもあり隣県格差がより一層広がってしまうこととなります。このような状況からも福島県だけが必要性無しの理由はどこにもないと思います。

これまで述べた意見から特定最低賃金改定の必要性無しといった意見は到底理解することはできません。

その他参考意見としまして、地賃比率が他県と足並みも揃いましたので、経営状況を踏まえた議論は改定審議の場で議論すべき内容であると思います。企業の事業継承や人材不足の解消を図る為に、長い間労使のご努力で特定最低賃金を積み上げてきました。労使が協調して福島の経済の発展に寄与する為に、計量器等製造業界を前に進めていただく事のご判断を強く希求しまして、計量器等製造業労働者側としての意見と致します。

(会長) ありがとうございます。小野田様からのご意見について質問等ございますか。

(金成委員) ありがとうございます。使用者側代表の金成と申します。

[Redacted text block]

(小野田昌志)

[Redacted text block]

(金成委員)

ありがとうございます。他社に賃金の関係で人材が流出されるということでお話しされていましたが、御社は規模からしてもしっかりとした事業所だと理解しておりますが、そういった事業所であっても、他県や同じ地域であっても他の業種に人材が流出するということがあるのかどうか、お聞かせいただけないでしょうか。

(小野田昌志)

すみません。その辺のところはわかりません。

(橋本委員)

[Redacted text block]

(小野田昌志)

[Redacted text block]

(橋本委員)

[Redacted text block]

(小野田昌志)

[Redacted text block]

(会 長)

[Redacted text block]

(松本委員)

[Redacted text block]

(橋本委員)

[Redacted text block]

(松本委員)

[Redacted text block]

[Redacted]

(会 長) [Redacted]

(松本委員) [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(会 長) [Redacted]

[Redacted]

(松本委員) [Redacted]

(会 長) わかりました、ありがとうございます。

(長谷川委員) お話ありがとうございました。 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(小野田昌志) [Redacted]

[Redacted]

(長谷川委員) [Redacted]

[Redacted]

(小野田昌志) [Redacted]

[Redacted]

(長谷川委員) [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(安達委員) [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted text block]

(松本委員)

[Redacted text block]

(塩澤委員)

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(長谷川委員)

[Redacted text block]

(会 長) とても興味深い議論になってはいるのですが、ここは打ち切って、参考人のこの方についてのご質問は他にございますか。

(松本委員) 特定最低賃金と地域別最低賃金、単純に言うと中学校を卒業したばかりの16歳と同じ時給ということで理解できると思いますが、パート従業員の方についても、かなり厳密な規格や正確性が必要になってくると思います。こういったパート従業員、派遣社員などが入ってきたときに、かなりの教育を行っているのではないかと思います。どれだけの時間を費やして教育しているのか、お答えできればお答えいただきたいと思ひます。

(小野田昌志) 教育というのもすぐに教えられるものではないということで、継続的に行うものであって、人や職種によりますが、5年単位で時間をかけて教えているという状況で、自分の実務時間もありますのでその時間を割きながら教えるということで、負担もありますし、その分自分の業務も停滞して、残業につながったりしています。

(松本委員) それだけの教育時間が費やされているということであれば、パートという立場ではあっても、仕事に対する意識をもってきます。今までこれだけの教育を受けてようやく一人で出来るようになってきたというようなこともあって、特定最低賃金という賃金の立ち位置、889円という



ところの存在がかなり貴重なものになっていたのではないかと思います。そこで地域別最低賃金と同額で働くということであれば、小野田さんの事業所は少し行けば宮城県になっていますから、そういったところへの流出も懸念されるのではないかと感じたところであります。

(会 長)

(小野田昌志)

(松本委員)

(会 長) 小野田様ありがとうございました。

【参考人退室】

(会 長) 次に、同じく計量器等製造業で労働者側参考人の高原様から意見をお伺いしますので、事務局は高原様の案内をお願いします。

【参考人入室】

(会 長) 本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。福島地方最低賃金審議会会長の熊沢です。

最初に自己紹介していただき、その後に、ご意見を伺いたいと思いま

す。ご意見は、20分程度で収めていただき、その後に各委員からご発言内容等に関して質問をさせていただきますので、宜しくお願いいたします。

(高原英二) JAM南東北福島県連絡会会長の高原と申します。

当該業種の労働実態については小野田参考人より申し上げていただきましたので、私の方からは、賃金の状況と公正競争についての意見を述べさせていただきます。

まず、賃金の実態についてですが、第2回最低賃金審議会での疎明資料として提出しました128ページの「2. 産業別・規模別賃金格差の性別常用労働者の一人平均月額現金給与額」では決まって支給する給与は、5人以上より30人以上の方が9,162円ほど高くなっておりません。

129ページ「4. 男女間格差」では月額給与額で男性と比べ女性が123,681円低くなっております。

130ページ「5. 福島県産業別最低賃金額」では、精密機械器具製造の特定最賃を設定する7県中6位とワースト2番目に低く全国平均に対して31円ほど低くなっております。

137～138ページ「6. 産業・規模間格差資料」で、分類E27精密機械、E32その他製造業（時計・同部品製造業）の1,000人以上を100とした指数で規模別に比較をすると企業規模間、男女間格差で現金の給与額に大きな差が生じております。

一部の企業は、低賃金や劣悪な労働条件を提供することで、コストを削減し、競争において不当な優位性を持つことが可能となり、他の企業に比べて価格を低く抑えることができるため、市場での競争が歪曲されます。不適切な労働条件により労働者の生活水準が低下すると、労働者は基本的なニーズを満たすために余分な労働時間を費やす必要が生じます。これは生活の質を低下させ、社会的不平等を拡大させる可能性があります。労働条件が不公平である場合、労働者は仕事に対するモチベーションを低下させる可能性があります。結果として、生産性の低下や品質の低下が発生し、企業の競争力に悪影響を及ぼすことがあります。

従業員賃金を安く抑える事で価格を据え置くことは、企業が価格競

争を回避し、利益をあげるための手段として利用される可能性があり、これは消費者にとって不利益になるだけでなく公正な競争環境を阻害する行為と言えます。

総務省の経済センサス活動調査から、福島県の測量機械器具製造業の部品出荷額は令和2年度までの調査で出荷額が東京都に次いで全国で2番目に多い県となっており、これらの業種は福島県のものづくり産業の発展にとってとても重要な役割となっております。まずは少数の企業に視点を当てるのではなく双方ともに労使の代表として福島県の産業発展にむけた議論が必要と思います。

最後に、昨年1年間審議を休むと言われたと伺っております。それは今年の審議入りを前提とすると思っておりますので、ぜひとも冷静な判断を望み、計量器等製造業労働者代表としての意見と致します。

(会長) 高原様からのご意見について質問等ございますか。

(安達委員) 商工会議所連合会の安達と申します。

5ページの労働条件が不公平である場合、生産性の低下や品質の低下が発生してくる可能性が出てくるといった指摘がありましたが、具体的に不良品率とか下がっているといったことがあるのかどうか、それから、公正競争を阻害する行為の具体的な事例があるのかどうか、教えていただきたいと思います。

(高原英二) 生産性の低下や品質の低下についてですが、これに関しては数値上ではないと思います。モチベーションは企業において重要性を占めている部分があります。採用して教育をして仕事に就かせることで生じることは、誰でも同じ基幹労働者ではないということ、ある程度の資格、技能があることが求められる中で、ここで地域の最低賃金と同等な扱いを受けるのは、こういった懸念があるのではないかというのが我々の考えでございます。

公正取引に関してですが、今、世の中では資源価格の上昇、物価の上昇など企業努力が求められている中でも、賃金を抑えるだけで企業を維持するとなると、最終的にはこのようなことが生じるのではないかという懸念を含めて、今回意見として述べさせていただきましたので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

(安達委員) 具体的な事例があるわけではなく、こういうことが予想されるというご意見で書かれて述べられたということですね。ありがとうございました。

(金成委員) 使用者側委員の金成と申します。今日はお忙しい中ありがとうございました。

5ページに公正競争が歪曲されるという表現が使われておりますが、4ページを拝見すると、給与5人以上より30人以上で9,162円高くなっているということで、従業員が多いところの方が給与が高いという意味で書かれているのかと理解したものですから、それが疎明となると、5人のような小規模の事業所の方が30人規模の企業よりも給与を抑えてダンピングしていると見えるのですが、そうではなく、小規模のところは経営的に払いたくても払えないと結果的になっているので、ここで言うような、賃金を抑えて他から優位を保つためにやっているという結果ではないと考えております。疎明資料上そこをどう解釈するかになってきますが、その実態やご意見等お伺いできればと思います。

(高原英二) 事業間の格差なのか、規模間格差なのかというお話で、それが賃金に影響しているかという点、JAMの代表をやらせていただいておりますが、公正取引においては真摯に向き合っております。賃金をまずは人への投資というのが我々のテーマでもあります。もう一つは小規模な事業所に我々のような組織がなく、賃金交渉もできない企業も、ご承知のとおり多数ございます。そのために、このような場を使って働く皆さんの賃金の改善を求めるとというのが、この席の趣旨だと私は理解をして伺ったのですが、決して人件費を搾取しているとかそういう表現ではなく、資料はお互いの解釈の元にあると思いますが、決して我々の解釈も間違っていないという自負で今回答弁させていただいておりますが、この資料を我々と真逆の発想で解釈されるのであれば、この後審議入りしていただき、協議していただくのがよろしいかと思っております。

(長谷川委員) 公益委員の長谷川と申します。大企業が賃金原資もあるし、支払うことが出来るにもかかわらず最賃額しか払っていないという状態と、中小零細企業が、ぎりぎり余裕もないから最賃額しか払っていないという状態では、どちらが公正競争を阻害していると考えますか。

(高原英二) 私の考えで申し上げますと、昨今、地方に人がいない中で、そもそも賃金うんぬん以前に、技能のある企業を存続させるために、いかに活かしていくかという議論になってくるのではないかと思います。ただ経営が厳しいから人件費に回せない、経営を維持するために労働者に我慢していただく、という考え方だと、今後有能な人もそこに残らないでしょうし、企業維持という観点からすると真逆の作用をすると個人的には思います。だからと言って、ここで今回我々が言っているような金額は、決してプロフェッショナルな一人前に到達したような人の賃金ではないと思っております。あくまでも、この産業で一般の地域のアルバイトで働いている方よりも、それなりの技能を持っている人の最低の賃金だと認識しておりますので、企業の存続や公正取引が主体ではなく、最賃近傍の方の賃金改定が前提だと思っておりますので、確かに今回私が述べた意見書の中では、スケールの大きい表現でもありますが、根底は底上げするということが前提であって、最賃近傍の方が普通に生活を送られる賃金、普通に働きながら生活する賃金をいかに上げるかというきっかけづくりの話をしているのであって、そこはどっちが公正取引で優位性があるかという議論については、お答えしかねます。

(志賀委員) 志賀と申します。5ページのその他参考意見からお聞きしたいのですが、福島県の測量機器製造業の部品出荷額が令和2年度までの調査で東京に次いで全国で2番目に多い県になっているということについて、すごいと思いましたが、これは産業別最低賃金があるということで人が集まっているというような、そういう要素もあるとお考えでしょうか。

(高原英二) そうですね。これに該当しない業種もありますので、大きなことだと思っております。これがなくなれば、その産業としての魅力の低下も考えられる可能性があると思っております。

(会長) 高原様ありがとうございました。

【参考人退室】

(会長) 次に電子部品等製造業で労働者側参考人の今田様から意見をお伺いしますので、事務局は今田様の案内をお願いします。

【参考人入室】

(会長) 本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。福

島地方最低賃金審議会会長の熊沢です。

最初に自己紹介していただき、その後、ご意見を伺いたいと思います。ご意見は、20分程度で収めていただき、その後、各委員からご発言内容等に関して質問をさせていただきますので、宜しくお願いいたします。

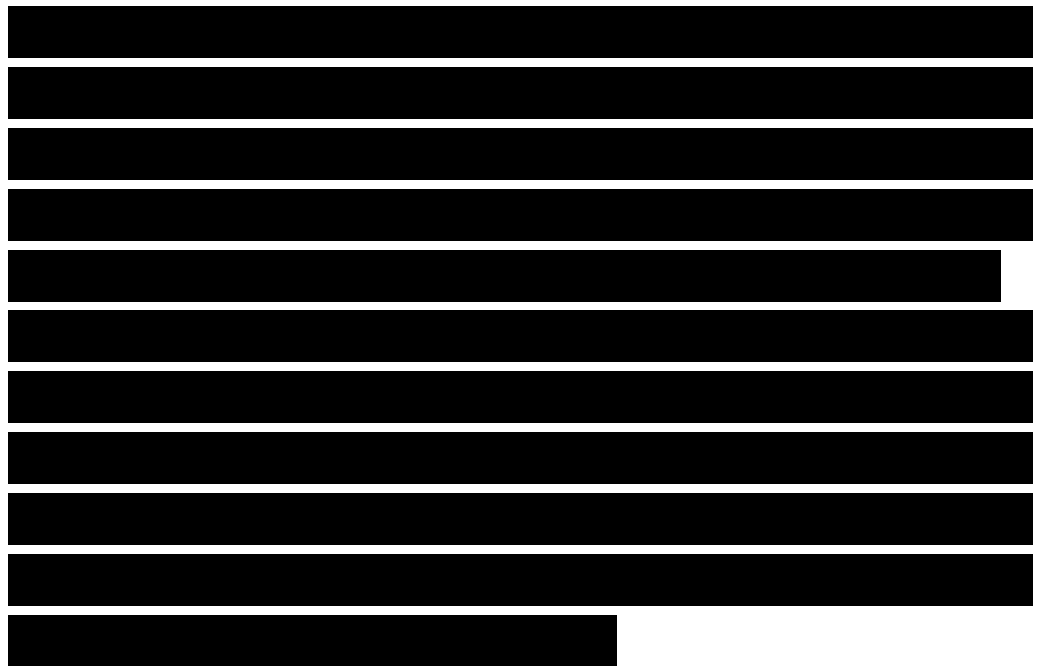
(今田政弘) 北芝電機労働組合で委員長をしております今田と申します。

まず、当該業種の労働実態について述べさせていただきます。私たちの電機産業は、国内にある産業の中においてもその領域は幅が広く、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業と様々な職種にわたっています。しかし、共通することは専門性が高く、相当な技能・熟練度を必要としており、誰でもすぐに従事可能という業務ではありません。

現に私の事業場・職場においては、「電気を元気にする会社」をスローガンに発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業であり、変圧器、配電盤、誘導路、冷却器など様々な製品を日々製造しています。職場の労働実情とすれば筐体の溶接・加工、銅線巻き、絶縁加工、電線の圧着・配線、基盤のはんだ付けなど多種多様な作業があり、それぞれの作業に認定試験を行い、専門的な高度技術を従業員が身につけて製造業務を行っています。また、製造をするための専門的な技術をもって設計開発業務も行っている企業となります。

近年は、超少子・高齢化により生産年齢人口の減少が不可避である中、多くの産業で人材が不足、募集をしても人材が集まらない傾向が加速しています。労働市場は、特に需要と供給の調整において賃金や労働条件が更に重要視されていると感じています。当該産業も、人手不足対策、人材定着に迫られ、生産への担い手、働き手、将来を担う優秀な人材を確保するため、賃金をはじめとした処遇を向上させ、労働者環境を改善していくことが求められています。

[REDACTED]



次に、特定最低賃金改正の必要性について述べさせていただきます。諸先輩より引き継いできたことは、賃金は本来、労使が自主的に対等な立場で話し合いによって決定すべきものです。しかし、中小零細企業等に多く存在する労働者の仲間は、未組織であり、使用者との対等な交渉によって労働条件、とりわけ賃金を決定することがほとんどできない実情にあるということ。私たちが団体交渉によって決定された賃金水準を同じ産業で働く仲間に波及させようとするものであり、対象者も基幹労働者と限定されていることも重要な意味を有していると考えます。言うまでもありませんが、セーフティネットとしての位置づけである地域別最低賃金と産業別最低賃金では、意味合いも異なり、電機産業に従事することで賃金の優位性が保たれ、労働人口が減少するなかでも私たちの産業に魅力を感じ、人材確保にも繋がります。産業を将来にわたり発展させていくための原動力の確保など産業を持続的に発展するためにも必要不可欠であり、そのためにも審議入りを望みます。

2023年総合労働条件改善闘争下においても、電機産業においては、多くの企業で業績回復となっています。コロナ禍で働き方や生活様式が大きく変化していく中で、製造現場では、コロナ感染に最大限注意して生産活動を行い、懸命に事業を支えた従業員の努力の結果ではないでしょうか。私たち当該労使ではそのような観点でも議論して、月例賃金の改善や企業内最低賃金の金額改善を行ってきたことを含め、特定最

賃引き上げの波及効果はあると考えています。

電機産業における産業別最低賃金は、全国各地で設定されています。しかし、福島県の880円は、昨年度改定された全国の金額と比較すると35地域中32番目という金額の低さにあり、工業統計による福島県電機産業の製造費出荷額や生産額、付加価値額での位置づけとはかけ離れています。このことから改正の必要性は有りとして、前進していくことを望みます。

最後にその他参考意見を述べさせていただきます。私たちの産業においては、今後も日本リーディング産業として、AIやIoTなどの技術による社会のDX化への貢献が求められています。その役割を果たすためには、「生活不安、雇用不安、将来不安」の払拭はもちろんのこと、私たちの電機産業の魅力をより高めることや、働く者のモチベーションの維持・向上に向けて産業全体での「人への投資」が不可欠と考えます。

最低賃金法第25条の5・6項には、「関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」と記されており、このことが意味するものは、産業・事業・職業が有する事情や背景を審議会がつぶさに、そして正確に受け止め、くみ取り、審議過程において適切な結論を導き出すために規定されているものと解釈されます。

当該産業・事業における意見反映した見解により、前に進めていただくことのご判断を強く希求し、労働者側としての意見と致します。

(会長) ありがとうございます。今田様からのご意見について質問等ございますか。

(安達委員) 使用者側代表、商工会議所連合会の安達と申します。

4ページ目の電機産業における全国で見ると賃金が低い、35地域中32番目ということでしたが、必要性の有無で大きなところは公正競争が阻害されているかどうかだと私は思っているのですが、電機関係につきましては去年も地賃に埋没しているという状況が続いていて、他県に仕事を取られたとか、人材が流出した等の事例があるかどうか教えていただきたいと思



います。

(今田政弘)

[Redacted]

なかなか電機産業で働きたいという方がいなく、それなりの技能・技術は持っていないと、世の中に納めた場合に色々な人に迷惑をかける製品になっておりますので、そういうところで、仕事を取られたとかはありませんが、人材としてはやはり必要であると考えております。

(橋本委員)

[Redacted]

(今田政弘)

[Redacted]

(安達委員)

[Redacted] 高校生がいらないからです。10年前20年前の半分くらいの人数になっております。東京に行ったりする方が多く、地元に残る方が非常に少ない、これは昔からある傾向ですが、最近非常に顕著になってきております。

(塩澤委員)

少なくなっていることは事実ですし、ものづくり産業は工業高校からの採用が過去は多くありましたが、直近で言うと、工業高校の人数もかなり少なくなっているように思います。昔は機械科は3クラス4クラスあったのが今は1クラスくらいしかありません。ですから、そういう意味では欲しい人材が少なくなっているということは事実です。それから、高校卒業からさらに進学をされるというような方々も増えているということも事実です。

(大越委員)

労働者側代表の大越です。小さな企業でも人の募集はやはりご苦労されている、最低賃金だとなかなか人が集まらないというような声があれば、教えていただきたいと思います。

(今田政弘) 下請けの会社についても高齢化が進んでいるということもありまして、若手が入ってこないということで、どこの企業も人材が少ないという問題を抱えているということを聞きます。

(会長) 今田様ありがとうございました。

【参考人退室】

(会長) 続いて電子部品等製造業でもう1人、労働者側参考人の小椋様から意見をお伺いしますので、事務局は小椋様の案内をお願いします。

【参考人入室】

(会長) 本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。福島地方最低賃金審議会会長の熊沢です。

最初に自己紹介していただき、その後に、ご意見を伺いたいと思えます。ご意見は、20分程度で収めていただき、その後に各委員からご発言内容等に関して質問をさせていただきますので、宜しく願いいたします。

(小椋友和) ケミコン東日本マテリアル労働組合の小椋と申します。

当該業種の労働実態についてです。電機産業は、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業と様々であり、共通することでは専門性が高く、技能・資格・熟練度を必要とします。新卒者やキャリア採用者などは、一定程度の教育期間を設けて配置や作業を行っており、すぐに従事可能という業務・作業ではありません。

私の事業場・職場は、アルミ電解コンデンサ用アルミニウム電極箔の表面に皮膜（誘電体）を作る工程を担当しています。生産したアルミニウム電極箔はアルミ電解コンデンサに使用されます。そして、そのアルミ電解コンデンサは生活に欠かすことのできない家電製品やデジタル機器、自動車など様々な場面で使用されています。 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[Redacted text block]

特定最低賃金改正の必要性についてです。賃金状況でご理解いただいたとおり、現在の産業別最低賃金額 880 円は同じ産業で同等の仕事をする仲間である賃金としては低く、せめて、福島県の最低賃金引き上げ額相当の引き上げを福島県内の電機産業においても望むところです。また、福島県内における電機産業では、使用者に使用される労働者は、31,780 人。当該労使においても産業の発展、成長を望むことなどから産業別最低賃金 880 円を改善することへの合意をいたしました。この合意に向けては、多くの企業労使が合意に至っており、13,74

0人であります。公正競争ケースであります、申し出要件を充分満たす内容でありますので、必要性有無の重要な意味を有すると考えます。

ここ数年地域別最低賃金の引き上げ額に対して、県内における産業別最低賃金額が小さく迫られてきています。昨年も858円の県最賃額に対して880円であり、22円の102.6%という優位性になっています。県内5業種あるうち、地賃との優位性は一番小さく、更には、アルバイトなどのセーフティネットとなる地域別最低賃金と、産業を担う基幹労働者の入口賃金の時給額が優位性に乏しいことは産業に従事している者として、とても残念であり、危惧するところです。従って、審議入りを強く望みます。

今次闘争では、消費者物価の急激な上昇に伴い実質賃金が著しく低下し、私たちの生活を大きく圧迫していることなどを踏まえ、月例賃金へこだわりをもって議論を重ねてきました。また、政府の発信やメディアでも連日とりあげられたこともあり、組合員のみならず労働者全体が注目する現象であったように思います。雇用形態が多様化する現在ではありますが、同じ産業で働く仲間へ当該労使で議論したことと同様に県内での議論を行われるよう、希求します。

(会長) ありがとうございます。小椋様からのご意見について質問等ございますか。

(安達委員) 商工会議所連合会の安達と申します。本日はありがとうございました。実際、公正競争を阻害している具体的な事例があればお聞きしたいということ、御社は喜多方ということで、山形県や新潟県と隣接しているということでしたが、御社に山形県から通ってきているような方はいらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

(小椋友和) 具体的に業務を他に取られたということはなく、他県の同じ三交替であれば少しでも賃金が高い方へいくということで、人が流出したということは感じています。

隣県山形県から人が入ってきたという事例はありませんが、山形県に同じグループ会社がありますので、応援などで来てもらったことはございます。採用は他県にわたって募集しておりますが、他県からの人は入ってきておりません。

(安達委員) 賃金が高い方へ人が流出しているということは実際にあるということ  
でよろしいですか。

(小椋友和) ございます。

(橋本委員) 電力料金等上がりましたが、御社の業績はどうでしょうか。

(小椋友和)

電力会社と協議して、なるべく電気の使用量を抑えつつ、通常の業務と変わらない生産性にするために日々努力しているところでございます。

(会長) 電力を多用する会社は昼夜を逆にして操業されたりしているのでしょうか。

(小椋友和) そうです。

(塩澤委員) 7ページにあるように、指定時間に電力を下げるということを労使一体でやっております。深夜業は当たり前のようになっていますという状況です。ピークシフトというのはそういう意味です。

(長谷川委員) 従業員数は減ってきているのでしょうか。

(小椋友和) 減ってきております。特に女性の方が、雇用延長を断ってそのまま退職される方もいますので、着実に減ってきております。

(長谷川委員) 参考人の方4人のお話を伺いましたが、このままいくと会社が維持できるのかというのもあるのではないかと思います。これは最低賃金が上がるから払えなくてつぶれるのではなく、魅力を失うなどの人出不足で立ち行かなくなるとなった場合に、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

(小椋友和) 長年続いている人手不足は、確かに入ってくる人に対して辞めていく人の方が多いということもそうですが、辞めてから人を採用するということでは遅く、3ヶ月という教育期間もありますので3ヶ月は1人とカウントできませんので、多めに人を採用しないとそのポジションに入れる人材がいなくなってしまうので、常に人を採用してほしいと会社をお願いしております。ただ、それでも人が入ってきませんので、苦しい現状でございます。

(塩澤委員) 人海戦術で行くのか、設備投資という観点で行くのか、会社の経営状況もありますので、そのところを踏まえて難しい時期に来ていると思

ます。自動化の技能・技術力がアップすれば投資という判断もできると  
思いますが、そこまで自動技術力がアップしていないこともあるので難  
しいところだと思います。

(会 長) 小椋様ありがとうございました。

【参考人退室】

(会 長) 以上をもって、参考人からの意見聴取を終了します。

(2) 特定最低賃金（電子部品等製造業、計量器等製造業）改正の必要性有無の審議に  
ついて

(会 長) それでは、前回審議会で継続審議とした特定最低賃金（電子部品等製  
造業、計量器等製造業）の改正の必要性の有無について、審議すること  
とします。

ここで、審議に先立ち、労使それぞれ協議を行う必要はございま  
すか。

(佐藤委員) 協議の時間をいただければと思います。

(会 長) わかりました。それではそれぞれ控室へご案内ください。

【労働者側・使用者側退室】

【労働者側・使用者側入室】

(会 長) それでは、審議を再開します。

電子部品等製造業最低賃金の改正の必要性の有無について、労働者  
側よりご意見をお伺いします。

(塩澤委員) 本日は参考人2名の意見をお聞きいただきありがとうございます。こ  
のような場を設けていただいたことに感謝申し上げます。

春闘が事前にありましたので、交渉の内容も踏まえて波及効果や社会的  
責務を、労使の中で議論させていただいたうえでの話があったように  
思いますし、そこの中には労働市場の話や産業の将来性を踏まえての議  
論をされてきたということでございます。したがって、その内容も含め  
て県内における同じ産業で働く仲間においては、必要性ありをいただき  
ながら再度議論をさせていただければと考えております。

前回の資料の中に電子部品当該局一覧がございました。令和4年の県  
最賃と令和4年の特定最低賃金が記載された一覧であります。ここに今

年の全国の状況を踏まえて意見を申し上げたいと思いますが、まず北海道などは産業別最低賃金955円、地賃が今年の議論で960円で、実質マイナスに特賃がなっているということでございます。しかしながら、必要性ありを議論の中で導き出し、今年度の産業別最低賃金の議論に入っております。こういった全国の中で必要性の有無、必要性ありで議論に入っているところ、東北北海道で言うと、山形県だけは特賃の金額が多少なりとも高いので山形県を除いても、青森、岩手、宮城、秋田、ここは必要性ありとなり議論に入っています。いずれも地賃と比べると令和5年度の地賃の金額から岩手はマイナス16円ほどという状況でも必要性ありで議論させていただいているということでございます。福島県は現時点で880円ですのでマイナス20円となりますが、埼玉や千葉・富山、特に富山は現時点では産業別最低賃金が地賃よりもマイナス38円になっているが、必要性ありを出し議論しています。岐阜、静岡、三重もマイナス20円ですが必要性ありを出し議論をさせていただいているという状況でございます。鳥取においては、マイナス41円であったものの、今年度必要性ありで議論に進んでいるという状況です。大阪においては、昨年必要性なしでしたが、今年は必要性ありということで審議をし、実際は74円ほど引き上げて産業別最低賃金の決着に至ったという情報を昨日お聞きしました。決して、他県と同じ状況下に福島県もあるとは言いませんが、そういう地賃との関連性においても、我々の産業の最低賃金の議論をさせていただけないかというのが、労働側の思いでありますので、本日の参考人の話も踏まえながら前向きに検討いただきたいと思っております。現時点で、組織化されていない労働者が数多くおります。労働組合が組織化されていても、なかなか上がりにくい事業所もあるかもしれませんが、産業の将来性なども踏まえながら、人材確保の視点も踏まえて、可能な限り未組織労働者に対して、審議入りをさせていただきながら議論させていただきたいというのが、労働側の思いであります。ぜひとも、よろしく願います。

(会長) 次に使用者側よりご意見をお伺いします。

(安達委員) 使用者側としての考えは必要性なしでございます。理由としては、今年の地域別最低賃金の上昇は著しいものがあります。42円ということ

で、中小・小規模事業者にとっては支払能力も含めて非常に厳しい状況であるということ、これは変わっておりません。企業物価指数は消費者物価指数を超えているのは事実でございます、非常に厳しい状況であるというのが現状でございます。

それから、特定最低賃金の改正の必要性を議論するには、2つの要件があると伺っております。労働条件の向上と公正競争の確保、これが阻害されているのかどうか、労働条件の向上につきましては、すでに地域別最低賃金が42円大幅に上がっているということでございます。目安額を超えていることから労働者のセーフティネットは十分果たされている、労働条件も向上していると考えております。それから、公正競争の確保でございますが、参考人の話も色々伺いました。賃金の不当な切り下げをやってはいけないということだと思いますが、900円に地域別最低賃金になっているということで、これ以下で契約してはいけないわけですから、公正競争は確保されていると認識しておりますし、参考人のお話で色々伺いましたが、具体的に明確な根拠が見当たらないということでございます。それから埋没も2年間続いて、去年は2円だったので必要性に応じて上げさせていただきましたが、今回は20円ということで、昨年と同等の金額が上がるということですので、地域別最低賃金で十分カバーできると思います。

価格転嫁も進まず、企業の収益が圧迫され支払能力が非常に厳しいという状況があります。このような状況で、公正競争の観点から支払能力が厳しい小規模事業所にまで影響力を及ぼすということだけでなく、最低賃金を企業内の労使間で決定すれば良いし、払えるところは払う。経営者の方も支払能力があれば給料に反映するという事はやっているが、なかなかできない状況がある。価格転嫁も進んでいないというようなこともございますので、払いたくても払えないということが実情であると考えております。

なので、電子部品等製造業については必要性なしというのが私の考えでございます。

(塩澤委員) 県内の実態を使用者側からお聞かせ願いたいのですが、これまで資料をいただいてきた中に補助金の申請がありました。非常に厳しいという



電機業界の会員さんがいらっしゃるのであれば、多くの企業が補助金申請をしていると思いますが、その実態が見受けられません。我々がヒアリングをしている事業所の経営者からすると、コロナの中でも比較的仕事はあったように思う、産業の全体的な底上げが必要に感じているということをお聞きしました。

第2回目の資料90ページ、91ページに業務改善助成金交付申請の決定状況、非常に厳しい電機業界というならばどういったところが該当するのか、ご指導いただきたいと思います。

(安達委員) 価格転嫁が進んでいないということは事実でございます、完全に価格転嫁できない場合は、企業が費用負担するというのも事実でございます。パートナーシップ宣言等で昨年よりは価格転嫁できるようになってきていると思いますが、その割合は、すべて出来ているというのは10%以下でございますので、大企業が中小の下請けからの価格転嫁を認めていただかないと、原資はなかなか出てこないというのが実態でございますので、ご理解いただきたいと思います。

(塩澤委員) 前回、労働側が価格交渉促進月間の資料を共有させていただきましたが、我々の電機業界における価格交渉状況の業種別ランキングがありましたが、6割近い非常に多くのところで、価格転嫁されてきている、10%と言われる県内の諸事情とは大きくかけ離れているように思います。我々組織においても、10%どころか価格転嫁に入っている企業、またそれを認めている企業が多く存在しているという、我々の掴んでいる情報とかけ離れておりますが、そこはどうお考えでしょうか。

(安達委員) それはそれぞれの統計で違ってくると思います。100%価格転嫁できているかどうか大きな問題だと思います。20%でも10%でもできていないということは、それが経営者側の負担になっているということだと思っております。企業物価も電気代、原材料等上がっていますから、消費者物価を超えています。補助金等で抑えられているから昨年よりは良くなっているのかもしれませんが、それでも厳しい状況ですので、ご理解いただきたいと思います。

(塩澤委員) 企業物価指数は昨年より大きく下がってきていることは事実です。しかし、消費者物価指数が、このあとも生活必需品の物価上昇なども報道

されているという状況下であり、最低賃金近傍で働いている方々の生活諸事情を鑑みれば、県最低賃金を議論した同等までは言いませんが、必要ではないかと思えます。20円というのは、3%以上物価上昇している中では非常に厳しいと感じるところでございますので、必要性議論をさせていただきながら前進を諮っていきたいというのが、労働側の思いであります。

(会長) 電子部品等製造業最低賃金について、改正の必要性の有無について審議を行ってきましたが、全会一致で必要性有りとの結論には至っておりません。

審議を尽くすことが必要であるため、本日の審議会では議決を留保し、労使それぞれの代表委員において、更に協議を尽くされた上で、次回審議会において審議・結審したいと思いますがいかがでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) それでは、電子部品等製造業最低賃金改正の必要性の有無については、次回審議会にて審議・結審することといたします。

次に計量器等製造業最低賃金の改正の必要性の有無について、労働者側よりご意見をお伺いします。

(松本委員) 概ね、参考人からご意見をいただいた内容であります。福島県の計量器等製造業の県に貢献する割合は非常に高いものであります。そういった部品を作るにあたって、教育に時間を費やして製品を作っているということも実態であります。今日お越しいただいたシチズンさんに関しては、宮城県と隣り合わせにある事業所でありまして、特に人口流出という大きな問題を抱えている中で、立て続けの地震、自然災害に見舞われたということ、その中で人がいない中で、事業所内でどうやったらこういった製品が作れるか、労働者としても苦勞をなされているという実態でございます。今日、もう一人参考人として呼びたかった方がいましたが、その方は会津にある企業でございました。先日、直接お話を聞きに行きましたが、本当に人の入りが厳しいということが実情だということでございます。当該のお話をさせていただいた方もそうでしたが、元々いたところは同業種だという話を聞きました。事業所内に、同業種で移動されてきた方が結構な数いらっしゃるということで、同業種の中

で人の移動は少なからず起きていることは事実だと思います。

福島県の特定最低賃金ですが、福島と同じように計量器等の特定最低賃金を定めている県で、福島県以外の県では審議入りの必要性ありという結果になっていることも、当該関係者から聞いております。尚、岩手、栃木に関しては福島県と同じ公正競争で、使用者側からも一定の理解をいただいて審議することができたと聞いております。特に、栃木、茨城に関しては隣県ということで、今年さらに格差が離れてしまうということもございます。岩手県に関しては、今年改正がありましたら、県最低賃金は893円ではありますが、特定最低賃金については886円になっていて、福島県と同じような状況で、こういった中で理解をいただいたということもありますし、福島のものづくり産業の発展に向けて、足並みを揃えて前向きに審議をしていただきたいと思いますと思っております。

確かに、構成組織を見ていると、経営が大変な中小企業もあります。その中でも人への投資ということに重点を置いて投資をしているところもありますし、価格交渉の中で、厳しいから上げられないということではなく、労使一体となって、お互いの価値を認め合う、そういった取り組みとして、まずは賃金を上げる、労務費上昇、その分をさらに交渉していくということが必要なのではないかと思います。おそらく、今の時点で、そういった取り組みをしているところは少ないと思います。まずそういったことを踏まえて審議入りをし、いくらまでが適正なのかという話をしていくことが重要だと思っております。ご理解いただき、審議入りの場で話し合いを進めていただければと思います。

(会長) 次に使用者側よりご意見をお伺いします。

(金子委員) 本日は参考人のご意見、大変参考になりました。ありがとうございます。

従前から言っているとおり、地域別最低賃金が特賃を上回ったということで、今後ますます地域別最低賃金の上がり方も厳しいものになると予想しております。そういったことで、地域別最低賃金でその役割は果たしていけると考えております。

本日、参考人を呼んでいただき、技術の高さ等はわかりましたが、特賃のポイントである公正競争については触れられておりませんでした。

中小企業の9割が小規模事業所である商工会連合会としましては、支払能力の乏しい中小企業にまでこれを適用させるということはどうなのでしょうか。

このようなことから、必要性なしということで意見を述べさせていただきます。

(松本委員) 確かに今日、公正競争というお話がたくさん上がってきましたが、公正競争にだけ視点を置くのではなく、産業の発展に視点を置いて協議していただければと思います。賃金を上げられるところが上げればいいというご意見もございました。確かにそうだと思いますが、我々も色々な産業、企業を訪問している中で、今まで上げられたにもかかわらず低い賃金で抑えられてきた、少なからずそういった企業が多かったということも事実です。そういった企業を訪問する中で、内部の実態として発言しますが、経営が厳しいという発言、確かにそういった文言で春闘賃上げできないという企業がございますが、その経営者が乗っているのは高級車です。私も目の前で見ました。ただ、本当に経営が厳しくて賃金を上げられないところもありますし、そういった双方の経営者が存在することは事実だと思います。そういった意味で、まずは審議入りなしということではなく、審議入りをしていただき、そういったことを見ていただきたいと思います。経営が厳しいから賃上げができない、それではおそらくこの先の発展が見られないのではないかと思います。賃金を上げて負荷をかけることによって、そこから企業努力が生まれてくる、そういった方向もあると思います。ですので、改めて審議入りの重要性をご理解いただければと思います。

(大越委員) 労働者側として、特定最低賃金5業種というのは、福島県を今まで担ってきた業種だと思っておりますし、今まで歴史を積み上げてきて賃金を決めてきたという経緯もございます。地賃を下回ったということで話を途絶えるのではなく、ぜひ、審議入りをして、今まで築き上げてきた関係もございますので、その中でその産業に対して深くお話していただくことが、特定最低賃金審議の部分ではないかと思っておりますので、引き続き審議に向けて議論させていただきたいと思っております。今まで続いてきた関係を続けて審議していただき、県の産業を担ってきたところを

評価していただきながら、未来に向けて金額を審議していかないと、他県だけでなく外国との競争もありますので、この場で県全体の金額を決める場所を、中小企業の支払能力はまた違った努力で補助金等活用していただきながら、労使で話し合っていくことをお願いしたいと思えます。

(佐藤委員) 今、労働者側からご意見を伺いましたが、この5業種については過去の経緯からこの5業種が残ったというだけで、大きな問題点は、各県ばらばらに色々な業種が特定最低賃金として残っているという事実です。今は昔と違って環境が変わっておりますので、その辺のところを見直す時期に来ていると思えます。すべての産業について、公平性を持って金額については決めていく必要性があります。地賃についても岸田総理は、加重平均で1,000円を達成して、これからは1,500円に向けて来年度以降も大幅な引き上げに動くということもおっしゃっていますので、公平性の観点から、また、特定最低賃金を取り巻く環境も変わってきておりますので、出来るだけ早く無くすべき方向に動くべきだと思っております。

(塩澤委員) 我々福島県だけが特殊事情にあるわけでないと思えます。各県も地賃の大幅な引き上げがある中でも、それぞれの業種によって産業別最低賃金の重みや意味合いを持って審議入りしているところもあるわけです。我々も同じように自分の産業に誇りを持ちながら、今人手不足といわれる中、県最低賃金と同じ賃金ではなく、産業を守るために、これからの将来を担っていく人材の確保を含めて、議論したいということでもあります。そういった観点も入れながら、次回、再度議論していただけないかと考えているところでございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

(金成委員) 確認しておきたいことがありまして、今回この2業種については地賃の方が上回っていますので、必要性ありということになれば、その差額について、そこは当然上がるということから出発になると、昨年も労働局からご説明いただいたので、今回も仕組上そうなるという理解でよろしいのでしょうか。

また、すでに必要性ありとなっている3業種については、必要性あり

で審議に入りますが、上げるということが前提ではないという理解でよろしいでしょうか。

(会長) はい。仕組の上ではそのとおりです。まず、現時点で地賃よりも低い特賃は10月1日以降無効になりますから、特定の特賃について審議の必要があると決めるということは、最低限900円までにはなるという前提でお話をいたします。900円をどのくらい超えるかということは労使にイニシアティブによって決められることです。

すでに必要性ありとなっている3業種についても、おっしゃるように、必ず現状より上がるということを前提に話をするわけではなく、そこも労使のイニシアティブで妥結点を決めるということになります。

(金成委員) わかりました。ありがとうございます。

(長谷川委員) 公正競争の確保とは何なのかということが十分に明らかにならないままに、公正競争ケースだから必要性なしだと使用者側はおっしゃっていて、次回までにその辺りを、公的に示されている資料などからご説明いただけないかと思います。どのような場合に必要性の有無を判断するのか、示されている範囲でご説明いただきたいと思います。

(基準部長) 疎明レベルであれば、賃金格差があれば十分だということを出していただいているのかと思いますが、例えば事例があるのかどうかということに関しては、労側で実際事例があれば別ですが、それがなかなか出てこないのも、可能性がある、今後懸念があるというレベルだと思います。今までの中央での議論を資料で整理するという点について事務局でご用意できるかと思います。

(会長) 計量器等製造業最低賃金について、改正の必要性の有無について審議を行ってきましたが、全会一致で必要性有りとの結論には至っておりません。

審議を尽くすことが必要であるため、本日の審議会では議決を留保し、労使それぞれの代表委員において、更に協議を尽くされた上で、次回審議会において審議・結審したいと思いますがいかがでしょうか。

#### 《 異議なしの声 》

(会長) それでは、計量器等製造業最低賃金改正の必要性の有無については、次回審議会にて審議・結審することといたします。

( 3 ) 今後の審議日程等について

( 会 長 ) 続いて、今後の審議日程等について事務局から説明・提案をお願いします。

( 室 長 ) 既に皆様には日程の確保をメールでお願いさせていただいておりますが、次回は10月10日(火)の14時から福島合同庁舎4階会議室にて開催を予定しております。

( 会 長 ) 只今の事務局説明について、ご質問等ございますか。

( な し )

4 閉 会

( 会 長 ) なければ、以上をもちまして、本日の審議会を閉会といたします。